

2023年（令和5年）5月18日

山梨県福祉保健部長 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸孝

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約に関する申入れ  
に対する貴県回答について

当機構からの申入れに対し、令和5年3月24日付「医第5916号」書面（本県地域枠等医師キャリア形成プログラムに係る貴団体申入書への回答について）を送付いただきありがとうございました。貴県からの回答について、以下の通り、意見を述べ、質問をさせていただきますので、6月19日までに書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

記

1. 「申入れ事項1に対する回答」について

当機構が削除を求めた違約金条項について、(1) 顧問弁護士と確認したこと、(2) 学生等は本県制度について十分承知していること、(3) 地域枠制度および医師修学資金制度を活用し医師になれるという学生等のメリットは十分に大きく消費者の利益を一方向的に害するものではないこと、(4) 本件の医師確保は地域枠制度及び医師修学資金制度に依るところが大きいと、その正当性を主張されています。

この点、当機構申入れ書面での主張に対する反論としては十分ではないと考えます。

まず、顧問弁護士の見解は専門家の見解とはいえ消費者関係判例等の司法判断に基づくものではなく公定力はありません。次に消費者契約法は、学生等契約当事者の認識の有無にかかわらず契約条項に客観的違法性があれば無効としております。そして、第3に挙げられた学生等のメリットですが、確かに資金提供という意味では学生に医学生となる機会を与えているというメリットがあるものの、学生も試験を受けて合格したから医学生となったのであり医師になるか否かは国家試験に合格するという学生自身の努力の成果であると考えられます。そして、資金提供については日本育英会が非常に低利で奨学金を貸し付けていることと比較すれば、医師研修期間を9年以上も山梨県内の特定の医療機関に限定するという免除要件と解約時の元金全額と高額利息及び違約金の支払いとが消費者である学生にとってメリットといえるか非常に疑問があります。さらには、消費者契約法第9条第1号における事業者の損失は、医療政策上の損失ではなく、当該契約が解約された場合の事業者の損失ですから、より具体的な損失、契約締結費用等が検討対象となります。

特に他県においても地域枠等医師キャリア形成プログラムは導入されているところ、貴県のみが違約金を設けている点（当機構申入書5ページ18行目）について、貴県からの回

答では一切言及がありません。他県においても医師確保のため地域枠制度と医師修学資金制度を設けていることには変わりがないところ、貴県がことさら過大な違約金を定めるのは、どのような必要があるからなのか、再度お問い合わせしますので、説明をお願いします。

## 2. 「申入れ事項 2 に対する回答」について

「現在の本県プログラムの記載では、介護等は中断できないと思わせる可能性があるため、記載方法について修正を検討したい」旨ご回答いただきました。具体的な修正内容と時期をお知らせください。

以上

<本件に関する問合せ先>

消費者機構日本 専務理事 板谷伸彦

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

T E L 03-5212-3066 F A X 03-5216-6077

メールアドレス itadani@coj.gr.jp